

否審査ノ年未を控へ益々深刻となつて來く先に政府が摶取した城  
傳業は公と之へて委縮させ更に近づき水價位下向鹽が現る事は  
今や築産大家々立としてゐる

かうした情勢に當面して私共の責任勘諦甚矣然れども水價位下向鹽が現る事は  
之を寧ろすことは出来ません而し私共は村紙利益により多く少し  
資金の大半を失ひのまゝに至りました云ふ事は不  
利にあつれてゐます

私共は之等の問題

開く間に

致自結し走の如く模擬する所なり

あります

嘆願事項

一、強烈的勘諦対策反対

二、通商の自由を認めること

三、集金負担をよくこと

但し二の採金は集金易利及被度

六、定期昇給利確立ること(年四回一百百十錢)

七、衛生防護設備充備のこと

八、人件の自由を認めること

六、特然制度被度

四、季勵金五円支給のこと

九、折込未告解金額支給のこと

東京日々新聞大藏出版前從業員一同

服部或施

太田知親

木村洋次

高田信相

松井新

三森英美

淡路三郎

藤野桂十

猪飼鉄

昭和四年十一月二十日

東京日々新聞大藏出版所主任

石松義壯

殿

別記(1)

要文書

一、強烈的勘諦対策反対  
云在來ノ借金八千九百六十  
年集金夏ラ里ラコト

但レニ一陽全ノ集金歩合利被度

大蔵ノ金五百四十支給ヘルコト

其人取、自由ヲ認メルコト

其年中ノ日給並ニ年支費用金額支給ノ相

支給ノ回題三千レ一人ノ様甚者モ出リベルコト

吾々ハ右ノ条件ヲ要求ス

四月六廿二日以内トス

昭和四年十一月六日

大藏出版所主任石松義壯殿

年一義國一同